

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（A型・予防通所介護相当）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. サービス事業者（法人）の概要

法人名	医療法人 健友会
代表者名	理事長 本間 修
所在地・連絡先	(住所) 998-0044 酒田市中町3丁目5番23号 (電話) 0234-22-2918 (FAX) 0234-22-2560

2. 事業者の概要

(1) 事業者名称及び事業所番号

事業者名	介護予防特化型通所介護 あゆみ
所在地・連絡先	(住所) 998-0062 酒田市北新町1丁目1番58号 (電話) 0234-23-5592 (FAX) 0234-26-6782
事業所番号	0670801901
管理者名	池田 真里子

(2) 事業者の職員体制

従業者の職種	人数（人） （常勤・非常勤）	職務の内容
管理者	1人	管理業務
介護職	2人以上	介護業務
看護師	1人以上	看護業務（不在時は連携により対応）
機能訓練指導員	1人以上	機能訓練業務
生活相談員	1人以上	相談業務

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	酒田市（第1圏域～第7圏域）
---------	----------------

(4) 営業日

営業日	月曜日～金曜日まで (国民の祝日（振替休日含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）、5月20日、8月13日を除きます。但し、長期間の連休となる場合には、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、営業日とすることがあります。)
営業時間	8時30分から17時30分まで
サービス提供時間	9時30分から12時までと14時から16時30分までとする

(5) 利用定員 1単位 15人

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅生活を基本としたサービスを必要とする利用者に対して、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止となることに資するよう、日常生活動作の機能回復の目標を設定し、計画的に支援を行うものとする。また、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
運営の方針	1・介護計画に基づき、利用者が日常生活を行うのに必要な動作等の機能回復訓練等を行う。 2・実施に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供等について理解しやすいように説明を行う。 3・事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。 4・常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又は家族等に対し適切な相談・援助を行う。

4. サービス内容

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 運動機能訓練・口腔機能訓練
- (4) 送迎

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 送迎サービスを利用する際は、職員がお迎えに伺うまで、ご自宅でお待ち下さい。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービス利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。

6. 利用料

- (1) 第1号通所事業（A型・予防通所介護相当）利用料別紙参照
第1号通所事業（A型・予防通所介護相当）を提供した場合の利用料の額は、酒田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱、別表第2、別表第4の告示額によるものです。
利用者の支払う負担割合は介護保険負担割合証に記載の通りです。
- (2) 毎月、10日過ぎに前月分の請求書をお渡しします。口座振替でお支払い下さい。
（ご指定の金融機関口座から毎月26日に引き落としとなります。）
- (3) その他
教養娯楽費は自己負担となります。

7. 緊急時の対応方法

利用者の病状の急変や緊急時には必要な措置を講じ、ご家族の方に連絡します。必要に応じて下記に記載の主治医（かかりつけ医）に連絡を行います。

ご家族	氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	
	勤務先	
主治医	氏名	
	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	

8. 秘密保持及び個人情報保護

- (1) サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、サービス提供をする上で必要がある場合、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる事があります。

9. 苦情処理

管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員をおき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明します。

10. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の家族、並びに県、市町村、及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 虐待の防止

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
 - ② その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に養介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括支援センターに通報します。

12. 記録の保存期限

サービス提供に関する記録の保存期間はサービス提供の完結日から5年とします。

